

13-5 消防相互応援協定

鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定するについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。

3 代表消防本部及び幹事消防本部はそれぞれ代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する各市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。

(2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請

隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請

第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあつては、ブロック幹事消防本部を通じて、要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあつては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待つ

とまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

5 全項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援の中断）

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破損した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

（航空消防応援）

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

（協定の効力）

第 14 条 この協定は、平成 30 年 12 月 20 日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第 15 条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 16 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 52 通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自 1 通を所持するものとする。

平成 30 年 12 月 20 日

県下市町村及び消防組合で締結

記名押印 [略]

薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定

薩摩川内市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（応援協定）

第1条 甲及び乙は、火災その他の災害の発生を覚知し、応援の必要を認めるとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第2条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報する。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地において機械器具を破損した場合は、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出場中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出場中に一般人を死亡させ又は負傷させた場合は、甲乙協議のうえこれに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第5条 災害時における適正な消防活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報、資料の交換及び提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第6条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成17年4月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 薩摩川内市原田町22番10号
薩摩川内市
薩摩川内市長 森 卓 朗

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長職務執行者 山 口 昭 幸

伊佐湧水消防組合とさつま町との間における消防相互応援協定

伊佐湧水消防組合（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

第 1 条 火災、救急救助事故その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めるとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援の申請）

第 2 条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 3 条 応援隊の指揮は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防機関の長が指揮する。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行う。

（費用負担の方法）

第 4 条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊の隊員の手当、燃料等並びに機械器具及び被服等の破損或いは消耗等に要する費用は、応援側の負担とする。ただし、応援が長期にわたり受援地において、食糧並びに燃料等の補給を要する場合の費用は受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の隊員が当該業務中に死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償及び消防賞じゅつ金に要する費用は応援側の負担とする。
- (3) 応援隊が応援出場中に自己管轄内の建築物、車両及びその他の物件を損壊した場合は、これの補償等に要する費用は、受援側の負担とする。
- (4) 応援隊が当該業務中に人畜を死亡又は負傷させた場合は、これの補償に要する費用は、甲乙協議の上負担するものとする。

（情報等の交換）

第 5 条 災害応援における適正な活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（その他の協議事項）

第 6 条 この協定に定めのない事項、その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の発効日）

第 7 条 この協定は、平成 21 年 2 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

- 2 この協定の有効期間は、発効の日から 1 年とする。ただし、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、引き続き更新するものとし、以後この例による。

(協定書の保管)

第8条 本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成21年2月1日

甲 伊佐湧水消防組合
管 理 者 限 元 新

乙 さつま町長 井 上 章 三

霧島市とさつま町との間における消防相互応援協定

霧島市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援協定）

第1条 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めるとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第2条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第5条 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第6条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成18年2月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年2月1日

甲 霧島市国分中央三丁目41番5号
霧島市
霧島市長 前田 終 止

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長 井上 章 三

出水市とさつま町との間における消防相互応援協定

出水市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

第1条 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めるとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第2条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当、被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第5条 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第6条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成18年10月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年10月1日

甲 出水市緑町1番3号

出水市

出水市長 渋谷 俊彦

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町

さつま町長 井上 章三

13-6 県、市町村との相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災するおそれのある市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両や船艇、資機材等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村（以下「受援市町村」）は、県及び他の市町村に応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等による要請を行い、後に当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況又は予想される被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 受援市町村が前条により応援を要請しようとする場合は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 受援市町村は、他の市町村に対し応援を要請する。
- (2) 受援市町村は、前号の規定により個別に応援要請等することができないときは、県に対して他の市町村への要請を依頼することができるものとする。

なお、県への要請依頼の連絡先については、原則、管内の地域振興局・支庁における災害対策支部（連絡先：総務企画部総務企画課）又は地域連絡協議会（事務局：総務企画部総務企画課）（以下「県支部等」という。）とする。

ただし、災害の状況等によっては、県災害対策本部又は危機管理防災局災害対策課（以下「県本部等」という。）に直接応援の要請を依頼することができるものとする。

2 県は、前項第2号の要請依頼を受けた場合は、速やかに他の市町村に応援可能な内容等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 受援市町村は、災害の状況や応援要領の内容等に照らし、市町村での対応では困難と判断した場合は、県支部等に対し、応援を要請するものとする。

なお、受援市町村は、県支部等へ連絡が困難な場合は、県本部等に対し、応援を要請することができるものとする。

4 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

5 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、応援の内容を受援市町村に連絡の上、速やかに応援を実施するものとする。

この場合において、応援人員や応援物資等の搬送については、原則として応援するものが行うものとする。

(リエゾンの派遣)

第5条 県内で災害等が発生又は発生するおそれがある場合、県・派遣先間の情報交換、災害等の情報収集等を行い、迅速かつ円滑な災害対応の実施に資するため、県から市町村に対しリエゾン（情報連絡員）の派遣を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と応援を受けた市町村がその都度協議する。

(平時の活動)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 県地域振興局・支庁及び管内市町村間における、相互応援のための連絡担当部局や応援項目ごとの応援可能な数量など必要な情報の共有
- (2) 市町村における応援の受入体制の整備
- (3) その他必要な事項

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県及び県内市町村が締結している、又は今後締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補則)

第11条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。

2 この協定は、令和7年10月24日から施行する。

3 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写しを保管するものとする。

令和7年10月24日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県市長会会長 本坊 輝雄

鹿児島県町村会会長 高岡 秀規

鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）は、甲が設置する鹿児島県防災行政通信設備（以下「通信設備」という。）の管理及び運用の委託について、次のとおり協定する。

（委託物件）

第1条 甲は、乙に対し、別表の通信設備の管理及び運用を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、この協定書を締結した日から平成22年3月31日までとし、この期間経過前に双方異議がなければ、この期間を1年ごとに更新するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第3条 乙は、通信設備の設置に必要な庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

（使用目的）

第4条 乙は、通信設備を鹿児島県地域防災計画に基づく災害対策事務及び一般行政事務及びこれらに附帯する事務の用に供するものとする。

（管理義務）

第5条 乙は、通信設備を善良な管理者の注意をもって管理し、委託の目的に反する一切の管理処分を行うべきでない。

（通信設備の管理者及び運用担当者）

第6条 乙は、庁舎内に通信設備の管理者及び運用担当者を置くものとする。

2 通信設備管理者には、防災主管課の長の職にある者をもって充てるものとし、防災行政通信の運用及び通信設備の管理を行うものとする。

3 運用担当者には、乙の職員で、乙の管理者が指定する者を充てるものとし、防災行政通信運用に従事するものとする。

（経費の負担）

第7条 通信設備の維持管理及び運用に関する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 乙の負担する経費

ア 乙の都合により、通信設備の移設等、変更工事をする場合の当該工事等にかかわる経費

イ 通信設備の電気使用料

ウ 予備電源装置の燃料費

エ 通信記録紙等消耗品代

オ IP系設備の回線使用料

(2) 通常の保守点検及び修理に掛かる経費は、甲又は鹿児島県防災行政無線運営協議会の負担とする。

2 天災その他不可抗力による損害等の修復に要する経費の負担は、甲・乙協議して定める。

(設備の変更)

第8条 乙は、通信設備又は設置場所を変更する等の必要が生じた場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義を生じたとき、又はこの協定の履行について必要な事項は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 さつま町長 井上 章三

| 装置名 | 数量 |
|-------------------------|----|
| 1 衛星系設備 | |
| (1) 空中線設備 (衛星用パラボラアンテナ) | 1式 |
| (2) 衛星用送受信装置 | 1式 |
| (3) 衛星端局装置 | 1式 |
| (4) モニタTV | 1台 |
| (5) FAX | 1台 |
| 2 IP系設備 | |
| (1) 端末専用台 | 1台 |
| ア データ受令端末 | 1台 |
| イ パトランプ | 1台 |
| ウ 音声受令端末 | 1台 |
| (2) 無停電電源装置 (据置) | 1台 |
| (3) VOIP ゲートウェイ | 1台 |
| (4) ルータ | 1台 |
| (5) メディアコンバータ | 1式 |
| (6) 音声受令端末 | 1台 |
| (7) パトランプ | 1台 |

鶴田町及びさつま町災害時相互応援協定書

友好交流協定町である青森県鶴田町と鹿児島県さつま町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

1 愛知県

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

- 2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。

- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。
- 4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 5 前4項の規定により難しい場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年5月17日

| | |
|------------|-------|
| 青森県 鶴田町長 | 中野 撃司 |
| 鹿児島県 さつま町長 | 日高 政勝 |

立 会 人

| | |
|---------------|-------|
| 青森県 鶴田町議会議長 | 出町 豊 |
| 鹿児島県 さつま町議会議長 | 中尾 正男 |

さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書

友好交流協定町であるさつま町と中種子町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

- 2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。
- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。

4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。

5 前4項の規定により難い場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年8月6日

さつま町長 日高 政勝

中種子町長 川下 三業

立会人

さつま町議会議長 中尾 正男

中種子町議会議長 鎌田 勇二郎

13-7 民間との協定

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会宮之城支部（以下「乙」という。）とは、
大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

1 災害

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合
（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。
（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。
（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月10日

甲 さつま町長 井上 章三

乙 鹿児島県建設業協会 宮之城支部
支部長 白川田 廣八

さつま町地区災害復旧に関する覚書

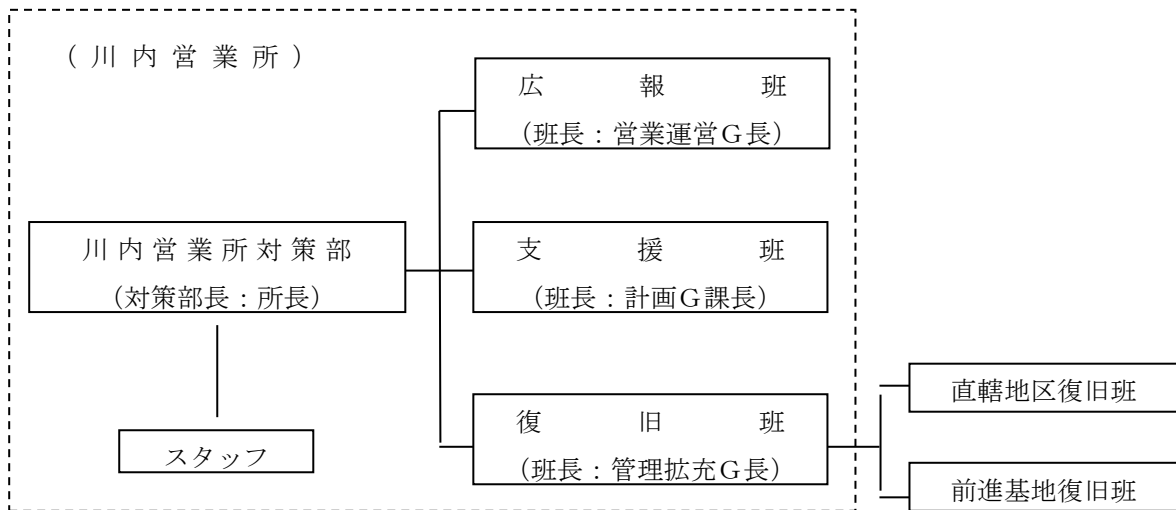
さつま町（以下「甲」という）と九州電力株式会社川内営業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目的

甲と乙は風水害および地震又はこれに類する災害発生時には、被災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、電力施設の円滑な復旧を図るものとする。

2 組織図

災害時における九州電力株式会社 川内営業所組織図は次による。



3 情報連絡体制及び提供する情報

(1) 情報連絡ルート

| | |
|-------------------------|-----|
| さつま町役場 | 総務課 |
| TEL：0996-53-2756（総務課直通） | |
| FAX：0996-52-3514（代表FAX） | |



| | 九州電力株式会社 川内営業所 | | | |
|-------|----------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| | 総括班 | 広報班 | 支援班 | 復旧班 |
| 責任者 | 所長 | 営業運営G長 | 計画G課長 | 管理拡充G長 |
| 役割分担 | ・災害復旧総括 | ・お客さま対応 ・お客さま広報 ・社外機関広報 | ・宿泊、炊きだし手配 ・資材手配 ・道路情報収集 | ・復旧作業総括 ・復旧要員派遣 |
| 電話番号 | 0996-25-2814 | 0996-20-0239 | 0996-25-2025 | 0996-20-4079 |
| FAX番号 | | 0996-25-0980 | | 0996-20-2009 |
| 備考 | | 窓口責任者 | | |

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

(2) 提供する情報

| | さつま町役場 → 九 電 | 九 電 → さつま町役場 |
|----------------|---|--|
| 台風襲来前 | ・道路状況（交通規制他） | ・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き） |
| 台風通過中 | ・道路状況（通行止め等） | ・停電状況 |
| 台風通過後 地震発生後 | ・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 現場員、パトロール者等で判 する範囲とする </div> | ・停電状況 ・被害状況（初期概況） ・復旧体制 ・復旧状況 |
| 復 旧 時 | ・同 上 | ・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み |

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時の復旧要員の受入れ等

被害が大規模の場合は、乙は被害規模に応じて他事業所より応援者を受け入れる。乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 前進基地としての施設の借用

- a 大規模災害により、乙が前進基地を設置する場合、乙は前進基地として甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- b 上記借用施設としては、さつま町役場鶴田総合支所とする。

(2) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- b 上記借用施設としては、鶴田武道館等とする。
- c 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

- a 乙は電力設備復旧に支障のある道路障害については、甲又は関係機関に優先復旧を依頼することができる。
- b 大規模災害により乙が電力設備巡視のため、もしくは復旧資材運搬等のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。
- c 上記施設としては、宮之城総合運動公園及び柏原グラウンドとする。

5 災害発生時の復旧人員のさつま町における受入れ施設

【前進新基地】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-----------------|----------------------------|
| さつま町役場鶴田総合支所 | 薩摩郡さつま町神子 663-1 | 0996-53-1111 (さつま町役場代表) |

【駐車場】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| さつま町役場鶴田総合支所駐車場及び鶴田体育館駐車場 | 薩摩郡さつま町神子 663-1 薩摩郡さつま町神子 668-10 | 0996-53-1111 (さつま町役場代表) |

【待機および宿泊場】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-----------------|----------------------------|
| 鶴田武道館 | 薩摩郡さつま町神子 668-9 | 0996-53-1111 (さつま町役場代表) |

【ヘリコプター発着場】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 宮之城総合運動公園 柏原グラウンド | 薩摩郡さつま町船木 246-1 薩摩郡さつま町柏原 1594 | 0996-53-1111 (さつま町役場代表) |

6 復旧作業

(1) 復旧の考え方

- a 病院、上水道、放送通信、行政、警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。
- b 道路遮断等で交通支障になる電柱および電線の除去は優先して行う。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広報

(1) 平常時の広報

災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合の広報

台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。(感電防止、電力施設の被害の情報提供)

(3) 災害時の広報

災害時には甲の広報手段により、必要に応じ次の広報を乙が要請することができる。
(感電事故防止、電力施設の被害、停電状況、復旧見込み等)

8 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

ただし、災害発生時における施設使用料については免除する。

9 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 その他

(1) この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

(2) この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。

(3) この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年5月23日

(甲) 住所 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2
氏名 さつま町長 井上 章三

(乙) 住所 薩摩川内市西向田町6番26号
氏名 九州電力株式会社川内営業所
所長 蘭田 範夫

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま建友会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月18日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま建友会
会長 岩下 一光

| | |
|-------|---|
| 総括責任者 | (株)笹田建設 |
| A地区 | 責任会社：(株)笹田建設 (株)白川田工務店、渡利建設(株)、徳丸建設(株)、(株)橋木建設、(株)薩摩開発、(有)えいしん緑化建設、(有)紫陽工業 |
| B地区 | 責任会社：(株)二渡建設 大迫土木工業(株)、(株)末吉土木、(有)高江組、藤原建設(株)、(株)有川哲組、英開発(株) |
| C地区 | 責任会社：(有)桐原建設(有) 上園建設(株)、久保建設(株)、(株)久保興業、藤田建設(株)、(有)宮田建設、福元建設(株) |
| 鶴田区 | 責任会社：(有)村田建設 明廣建設(株)、(株)鳥建、津曲工業(株)鶴田営業所、(株)栗野工業、(有)益山建設、(有)神子建設 |
| 薩摩地区 | 責任会社：山崎建設(株) 薩摩建設(株)、(株)薩摩工務店、(株)岩倉建設、(株)平建設、(有)川内緑造園、(有)新地建設 |

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と宮之城建築協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理するさつま町管内の公共建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共建築物の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共建築物からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町 町長 日高 政勝

乙 宮之城建築協会 会長 日当瀬 睦雄

| | |
|---|----------------|
| 1 | 小山工建株式会社 |
| 2 | 有限会社中園工務店 |
| 3 | 有限会社中山建設 |
| 4 | 成尾建設株式会社 宮之城支店 |
| 5 | 日興工業株式会社 |

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町給排水事業研究会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道、公共下水管並びに住宅設備（以下「公共施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町給排水事業研究会
代表者 南星電気水道有限会社
代表取締役 木場 久男

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 南星電気水道有限会社 |
| 2 | 有限会社あさくま浄化槽メンテナンス |
| 3 | 有限会社松崎商事 |
| 4 | 有限会社 関電気商会 |
| 5 | 綾園電水設備 |
| 6 | A I S A S ' S 山崎株式会社 |
| 7 | 祁答院商会 |
| 8 | 白石商事有限会社 |

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町測量設計連絡会（代進、大宮、吉野、公共及び共進。以下「乙」という。）とは、さつま町内において大規模な地震災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、乙が社会貢献（ボランティア）活動の一環として行う被害状況調査等（以下「調査」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共施設等」という。）が、大規模災害時に被害を受けた場合において、被害状況を速やかに把握するため、甲が乙に対し支援協力を求める際に必要な基本的事項を定めるものとする。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画に基づき、さつま町災害対策本部が設置された場合
 - (2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力が必要であると認めた場合
- （支援協力の内容）

第3条 甲が乙に対し支援協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設等の被災状況の目視等による調査
- (3) 公共土木施設等の被災状況の写真撮影及び概略図の作成
- (4) 公共土木施設等の巡視（別紙1）
- (5) 費用を伴わない範囲における技術的助言

（支援協力の要請）

第4条 甲は、前条の支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対して、書面（別紙2）により協力を要請するものとする。ただし、文書で要請することが困難な場合は、口頭によることができるものとし、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。
（調査の実施及び報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査等を実施する者を選定し、甲に報告するとともに、速やかに被害箇所等の調査結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 調査に要する経費は、乙が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づいて調査等に従事した者（以下「従事者」という。）が当該事務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の構成会社の責任において行うものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月26日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま長 日高 政勝

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町
さつま町測量設計連絡会

株式会社 大進 代表取締役 山内 康功

有限会社 大宮開発コンサルタント 代表取締役 山口 冲

有限会社 吉野測量設計事務所 代表取締役 流合 尚

株式会社 公共補償コンサルタント 代表取締役 中村 武人

共進測量設計 株式会社 代表取締役 土橋 俊弘

別紙1

- ① 樋門・樋管の巡視
- ② 冠水地区の緊急的な通行止め
- ③ 崩土・路肩決壊箇所の連絡
- ④ 応急措置の検討
- ⑤ 河川被災水位の確認と報告

災害時における（ＬＰガス等）応急生活物資の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。と鹿児島県ＬＰガス協会川薩支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要なＬＰガス等応急生活物資（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、さつま町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第２条 前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第３条 第１条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第４条 この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬及び引渡し）

第５条 ＬＰガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。

２ 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第６条 乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

(2) 仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者の報告）

第７条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第８条 甲は、乙がＬＰガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第９条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合に、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日高 政勝

乙 鹿児島県薩摩川内市勝目町4103番地
鹿児島県LPガス協会川薩支部
支部長 田中 実

災害協力支援要請書

鹿児島県LPガス協会
 ○○支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

災害時における協力要請について

災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第2条の規定に基づき、
 下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

3 要請する応急資器材

| 資器材要請予定期間 | 資器材名・要請数量 | 搬入場所 |
|----------------------------|--|------|
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | ①LPガス容器 () ②調整器 () ③接続器具一式 () ④ガスコンロ () | |

4 その他必要事項

注 資器材要請数量は、避難所当たりの数量とする。

措置状況報告書

さつま町長 日高 政勝 様

鹿児島県LPガス協会

〇〇支部 支部長

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、鹿児島県LPガス協会〇〇支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 措置状況内容

2 措置対応場所

3 応急資器材使用状況

| 資器材使用期間 | 資器材名・要請数量 | 用途 |
|---------|------------|----|
| 年 月 日 | ①LPガス容器（ ） | |
| から | ②調整器（ ） | |
| 年 月 日 | ③接続器具一式（ ） | |
| まで | ④ガスコンロ（ ） | |

4 処置状況（必要に応じて図面又は写真を添付）

5 その他必要事項

担当者連絡先報告書

年 月 日

鹿児島県LPガス協会

〇〇支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書第7条の規定に基づき、緊急時の担当者連絡先を下記のとおり報告します。

記

| 担当業務 | 所属事業所名等 | 担当者名 | 緊急連絡先・FAX等 |
|------|---------|------|-----------------|
| | | | 電話 FAX 携帯 |
| | | | 電話 FAX 携帯 |
| | | | 電話 FAX 携帯 |
| | | | 電話 FAX 携帯 |

注1 担当業務については、具体的に記入してください。

注2 電話、FAX、携帯電話については、緊急時に連絡するために使用します。

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

(利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月12日

甲 (住所) 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町長 日高 政勝

乙 (住所) 鹿児島県鹿児島市松原町 4 番 26 号
西日本電信電話株式会社
鹿児島支店
支店長 中島 馨生

災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）とさつま町内関係郵便局（以下「乙」という。）は、さつま町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、さつま町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

1 緊急

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難先届（様式1及び様式2）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 さつま町総務課長

乙 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づいて相互に提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びさつま町個人情報保護条例（平成17年さつま町条例第183号）の定めるところに従って適正に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から施行し、平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通告しない限り、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

2 平成20年12月2日付け「災害に係る相互協力に関する協定書」は、本協定施行日を持って廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 日高政勝

乙 薩摩郡さつま町求名3693-4

さつま町内関係郵便局（別表のとおり）

代表 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長 宮原 良治

別表

| 通番 | 局名 | 住所 | 電話番号 |
|----|----------------------|------------------------|--------------|
| 1 | 日本郵便株式会社 宮之城郵便局 | 薩摩郡さつま町宮之城屋地 2025 番地 1 | 0996-53-1044 |
| 2 | 日本郵便株式会社 宮之城湯田郵便局 | 薩摩郡さつま町湯田 1354 番地 140 | 0996-55-9853 |
| 3 | 日本郵便株式会社 宮之城佐志郵便局 | 薩摩郡さつま町広瀬 1272 番地 5 | 0996-53-0515 |
| 4 | 日本郵便株式会社 宮之城平川郵便局 | 薩摩郡さつま町平川 1946 番地 2 | 0996-54-2509 |
| 5 | 日本郵便株式会社 山崎郵便局 | 薩摩郡さつま町山崎 1062 番地 4 | 0996-56-8111 |
| 6 | 日本郵便株式会社 鶴田郵便局 | 薩摩郡さつま町鶴田 2707 番地 1 | 0996-59-2042 |
| 7 | 日本郵便株式会社 紫尾郵便局 | 薩摩郡さつま町紫尾 5495 番地 | 0996-59-8666 |
| 8 | 日本郵便株式会社 薩摩郵便局 | 薩摩郡さつま町求名 3693 番地 4 | 0996-57-0042 |
| 9 | 日本郵便株式会社 中津川郵便局 | 薩摩郡さつま町中津川 1989 番地 4 | 0996-57-0013 |
| 10 | 日本郵便株式会社 永野郵便局 | 薩摩郡さつま町永野 2996 番地 | 0996-58-0342 |
| 11 | 日本郵便株式会社 永野金山郵便局 | 薩摩郡さつま町永野 4600 番地 2 | 0996-58-0014 |
| 12 | 日本郵便株式会社 加治木郵便局 | 始良市加治木町本町 176 番地 | 0995-62-2413 |

※ 宮之城郵便局の郵便集配業務に従事する社員は、加治木郵便局郵便部宮之城郵便局兼務となっているため、さつま町内関係郵便局に加治木郵便局も加える。

No.

避難先届 (避難者情報確認シート)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
 (※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。)

【お問合せ先】 さつま町役場 電話0996-53-1111

| | |
|-------|--|
| 届出者氏名 | |
|-------|--|

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒 -

◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお囲みください。)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 -

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

| | | | |
|----------|------|-----|-----|
| 世帯主様 | フリガナ | | |
| | 氏名 | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人様 | フリガナ | | |
| | 氏名① | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名② | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名③ | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名④ | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| 氏名⑤ | (姓) | (名) | |
| 事業所名 | | | |

様式2 (第2条関係)

No.

避難先届 (避難者情報確認シート)

_____年 _____月 _____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

- 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
 (※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。)

【お問合せ先】 宮之城郵便局 電話0996-53-1044

| | |
|-------|--|
| 届出者氏名 | |
|-------|--|

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒 _____

- ◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお困みください。)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

| | | | |
|----------|------|-----|-----|
| 世帯主様 | フリガナ | | |
| | 氏名 | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人様 | フリガナ | | |
| | 氏名① | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名② | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名③ | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| | 氏名④ | (姓) | (名) |
| | フリガナ | | |
| 氏名⑤ | (姓) | (名) | |
| 事業所名 | | | |

災害時における物資供給に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) さつま町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さつま町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための捨置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣をさつま町その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはさつま町総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 3 月 28 日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町
さつま町長 日高 政勝 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

災害時における物資供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月22日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

甲 さつま町

さつま町長 日高 政勝

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類 | 主な品種 |
|--------|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての使用に関し、さつま町長 日高 政勝（以下「甲」という。）とアロン電機株式会社 代表取締役 坂元 剛（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さつま町内において、地震、風水害その他の災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を指定避難所等として住民を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所及び避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設をさつま町における指定避難所等として位置付け、住民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、乙が使用する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定避難所等として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

| | |
|------|---------------------|
| 施設名称 | アロン電機株式会社第3工場従業員休憩室 |
| 所在地 | さつま町永野1022番地1 |

（使用範囲）

第4条 指定避難所等として使用する範囲は以下のとおりとする。

（使用範囲） 従業員休憩室及びトイレ

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を指定避難所等以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の形状等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、予め甲に連絡するものとする。

（指定避難所等の開設）

第7条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を指定避難所等として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等による洪水・土砂災害等が発生し、または発生するおそれがあり、地域住民の避難に緊急を要する場合
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に指定避難所等として使用する場合はその旨を甲に連絡する。

（開設期間）

第8条 指定避難所等の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の収容避難所へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況によりこれを超えて利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第9条 本協定に基づく指定避難所等の使用料は無料とする。

- 2 本協定に基づく指定避難所等を閉鎖する時は、甲の責任において指定避難所等の原状回復を行うものとし、その費用は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年12月 1日

甲 さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町永野950番地
アロン電機株式会社
代表取締役 坂元 剛

様式第1号

さ 総 第 号
平成 年 月 日

様

さつま町長

(公印省略)

指 定 避 難 所 開 設 要 請 書

「災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定」に基づき、指定避難所等の開設について、下記のとおり要請します。

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成 年 月 日 時 分 |
| 場 所 | 施設名称：アロン電機株式会社第3工場従業員休憩室 所在地：さつま町永野1022番地1 |
| 内 容 | 指定避難所の開設 |
| その他 | |

(要請担当者) さつま町災害警戒本部
さつま町災害対策本部
危機管理監

印

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュールを用いた宿泊施設その他付属設備（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となつて行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の避難者受入要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の移動）

第4条 移動式宿泊施設等は、乙が甲の指定する場所へ移動するものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。尚、要請の手続きについては、第3条と同様とする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(様式第2号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙両者署名又は記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月1日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 上野俊市

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役 岡村健史

災害に係る情報発信等に関する協定

さつま町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、さつま町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、さつま町がさつま町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつさつま町の行政機能の低下を軽減させるため、さつま町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、さつま町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

1 協定

- (1) ヤフーが、さつま町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、さつま町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) さつま町が、さつま町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) さつま町が、さつま町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) さつま町が、災害発生時のさつま町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) さつま町が、さつま町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 さつま町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、さつま町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づくさつま町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、さつま町から提供を受ける情報について、さつま町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、さつま町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、さつま町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、さつま町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月25日

さつま町：鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

さつま町

さつま町長 日 高 政 勝

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

防災パートナーシップに関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファクス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。

（データ放送およびアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時または災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビおよびラジオ、ならびにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年1月14日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町

さつま町長 日高 政勝

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号
株式会社南日本放送

代表取締役社長 中野 寿康

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と社会福祉法人さつま町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、さつま町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さつま町内において災害が発生した場合に、さつま町地域防災計画に基づき行う災害時応急対応活動として、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、さつま町社会福祉協議会内に設置するものとする。ただし、甲は、当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。
2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により、センターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が運営するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせ等への対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) さつま町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との連携・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況のわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法（昭和22年法律第35号）に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平時における体制整備)

第14条 乙は、平時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害時におけるボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、災害ボランティアセンターの設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和3年2月18日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
職・氏名 さつま町長 日高 政勝 ㊞

乙 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と北さつま農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さつま町内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が、乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合における手続きを定めるものとする。

（対象者の定義）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の要配慮者の存在を確認した場合は、乙に対し、当該要配慮者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 乙が福祉避難所として要配慮者の受入れに要した経費の負担については、次に掲げる事項で定めたとおりとする。ただし、長期又は広範囲に被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要配慮者の介助に当たる者に要する人件費は、原則、甲の負担とする。
- (2) 乙が要配慮者に提供した食費及びオムツ等物資の経費は、原則、要配慮者の負担とする。

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送、原則として当該要配慮者の家族及び支援者が行うが、移送が困難な場合については、乙は、甲の依頼により自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時からの乙の施設における受入れ可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、福祉避難所の設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲 所在地 さつま町宮之城屋地1565番地2
名 称 さつま町

代表者 さつま町長 日 高 政 勝 ㊟

乙 所在地 さつま町虎居745番地
名 称 北さつま農業協同組合
代表者 代表理事組合長 春 田 和 則 ㊟

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、さつま町域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成21年5月26日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においてはさつま町町民環境課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況について、毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日 高 政 勝

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号
一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会
会 長 永 田 雄 一

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県石油商業組合さつま支部（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救護活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（供給及び運搬）

第3条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（引き渡し）

第4条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったとき、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月14日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町永野937番地1
鹿児島県石油商業組合さつま支部
支部長 水口 敏文

※ さつま支部構成会員は別表のとおり。

別 表

| 番号 | 会社名 | 住所 | 電話番号 |
|----|------------------|---------------|--------------|
| 1 | 水口商会 | さつま町永野 937-1 | 0996-58-0822 |
| 2 | 株式会社 共栄 | さつま町船木 81 | 0996-52-2020 |
| 3 | 有限会社 桑波田商店 | さつま町湯田 968-6 | 0996-55-9171 |
| 4 | 南国殖産 株式会社 | さつま町旭町 9-1 | 0996-53-2748 |
| 5 | 有限会社 福山石油 | さつま町広瀬 1305 | 0996-53-3487 |
| 6 | 株式会社 M i s u m i | さつま町柏原 2883-4 | 0996-53-0554 |

災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社サンプラスワン（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、地域安全の確保及び交通等に係る業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の実施）

第1条

- (1) 被災地における安全パトロール、避難場所や車中避難者等の警戒業務
- (2) 備蓄品及び救援物資に関する警備業務
- (3) 被災状況等の情報提供業務
- (4) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務
- (5) その他甲において必要と認める警備業務

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、さつま町のみで十分な応急措置を講ずることができないときは、実情に応じて乙に対し、前記に掲げる業務の実施を文書により要請することができることとする。その場合、当該業務の内容、出動警備員数、要請の日時及び場所を指示するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により、乙が実施した業務に要する費用は甲が負担する。

(災害の補償)

第5条 第2条の要請を受けて、乙が派遣した警備員が本協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第6条 本協定に基づく業務の実施により生じた損害は、乙または当該警備員が負担するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、この協定に基づく業務を実施するため、平素から要請のあった防災訓練への参加及び災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
町長 上野 俊市

乙 鹿児島市与次郎2丁目3-41
株式会社サンプラスワン
代表取締役 巽 誠宣

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防吏員等の応援を求めることができる。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 傷病者の選別

(3) 死亡の確認

(4) その他状況に応じた処置

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第

3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町轟町510番地
公益社団法人薩摩郡医師会
会 長 堀之内 都基

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

（連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。

(6) その他医療救護活動に関すること。

(医療救護活動の報告)

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、医療班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「医療救護班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、「医療救護班緊急派遣報告書」(第4号様式)を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」(第5号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。

4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」(第7号様式)を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

- 甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
 さつま町
 さつま町長 上野 俊市
- 乙 薩摩郡さつま町轟町510番地
 公益社団法人薩摩郡医師会
 会 長 堀之内 都基

別表（第6条関係）

| 区 分 | 日当（1人1日） | 超過勤務手当 | 旅 費 |
|-----|---|---|---|
| 医師 | 鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額 | 日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額 | さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額 |
| 看護師 | 同上 | 同上 | 同上 |

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

| 班名 | 医療救護班 活動場所 | 医療救護班員 出動数 | 活動状況 | 災害の概要 |
|----|---------------|---------------|------|-------|
|----|---------------|---------------|------|-------|

| | | | | |
|--|--|---------------------|---|--|
| | | 医師 看護師 名 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |
| | | 医師 看護師 名 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |
| | | 医師 看護師 名 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |

第2号様式（第4条関係）

医療救護班員名簿

| 班名 | 職種 | 氏名 | 所属 | 住所 |
|----|----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第4号様式（第4条関係）

医療救護班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、緊急に医療救護班を派遣する必要があり、下記のとおり医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

| 班 名 | 医療救護班 活動場所 | 医療救護班員 出 動 数 | 活 動 状 況 | 災害の概要 |
|-----|---------------|-----------------|---|-------|
| | | 医師 名 看護師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |
| | | 医師 名 看護師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |
| | | 医師 名 看護師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 () | |

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

| | | | | | |
|--------------|--|------------|-----------|----|--|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | |
| 職種 | | 所属医療機関・団体名 | | | |
| 住所 | | | | | |
| 傷病名 | | 程度 | 重症・中等症・軽傷 | 死亡 | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | |
| 受傷・発病・死亡時の状況 | | | | | |

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会

会長

印

_____地域で発生した_____災害における 年 月 日から 年

月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長 様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | |
|----|--|------------|-----|----|--|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | |
| 職種 | | 所属医療機関・団体名 | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|---------|------------|---------|---------|-------|
| 住所 | | | | 申請者との続柄 | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | |
| 傷病名、傷病の程度 及び身体の状況 | | | | | |
| 休業日数 | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | 日間 |
| 休業期間中における業務上の収入の有無 | | | | | 有 ・ 無 |
| 扶助金支給基礎額 | 円 | 請求する扶助金の種類 | | | |
| 負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

添付書類

- 1 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 2 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 3 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 4 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 5 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 6 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 7 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。
- 2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

(医療救護活動の要請及び実施)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、歯科医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

(救護所)

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

(歯科医療救護班の編成)

第4条 歯科医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、歯科医師とする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する歯科医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うとする。

(輸送)

第8条 歯科医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議し

て定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会
会 長 川越 佳昭

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

(緊急連絡網の整備)

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

(連絡調整事項)

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護活動に関すること。

(医療救護活動の報告)

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「歯科医療救護班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、協定書第2条第3項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、「歯科医療救護班緊急派遣報告書」(第4号様式)を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の場合において、当該歯科医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」(第5号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が歯科医療救護班分を取り

まとめ「費用弁償請求書」(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が歯科医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」(第7号様式)を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会
会 長 川越 佳昭

別表(第6条関係)

| 区 分 | 日当(1人1日) | 超過勤務手当 | 旅 費 |
|-------|---|---|---|
| 歯科医師 | 鹿児島県災害救助法施行細則(昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条)に定める額 | 日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額 | さつま町職員等の旅費に関する条例(平成17年さつま町条例第45号)に規定する一般職に属する職員の例により算定した額 |
| 歯科衛生士 | 同上 | 同上 | 同上 |

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2(第11条関係)による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

| 班名 | 歯科医療 救護班 活動場所 | 歯科医療 救護班員 出動数 | 活動状況 | 災害の概要 |
|----|---------------------|---------------------|---|-------|
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |

第2号様式（第4条関係）

歯科医療救護班員名簿

| 班名 | 職種 | 氏名 | 所属 | 住所 |
|----|----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

必要があり、下記のとおり歯科医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

| 班名 | 歯科医療救護班活動場所 | 歯科医療救護班員出動数 | 活動状況 | 災害の概要 |
|----|-------------|-------------------|---|-------|
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |
| | | 歯科医師 名 歯科衛生士 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 () | |

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会

会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

| | | | | | |
|--------------|--|------------|-----------|----|--|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | |
| 職種 | | 所属医療機関・団体名 | | | |
| 住所 | | | | | |
| 傷病名 | | 程度 | 重症・中等症・軽傷 | 死亡 | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | |
| 受傷・発病・死亡時の状況 | | | | | |

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会
会長

印

_____地域で発生した_____災害における _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

_____年 _____月 _____日

さつま町長 _____様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|------------|------|----|-------|----|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | | 年齢 | |
| 職種 | 所属医療機関・団体名 | | | | | |
| 住所 | 申請者との続柄 | | | | | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | | |
| 傷病名、傷病の程度及び身体の状況 | | | | | | |
| 休業日数 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | 日間 |
| 休業期間中における業務上の収入の有無 | | | | | 有 ・ 無 | |
| 扶助金支給基礎額 | 円 | 請求する扶助金の種類 | | | | |
| 負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

添付書類

- 8 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 9 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 10 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 11 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 12 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 13 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 14 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

(医療救護活動の要請及び実施)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、薬剤師班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の薬剤師班は、甲の要請に基づく薬剤師班とみなすものとする。

(救護所)

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

(医療救護班の編成)

第4条 薬剤師班は、乙において編成する。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の供給、調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他、甲と乙が双方に必要と認めた業務

(指揮命令)

第6条 薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する薬剤師班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が供給する。ただし、緊急の場合は、当該薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

(調剤費等の負担)

第10条 救護所等における調剤等に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会
会 長 向井 秀光

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して薬剤師班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

(緊急連絡網の整備)

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

(連絡調整事項)

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (4) その他医療救護活動に関すること。

(医療救護活動の報告)

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「薬剤師班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により薬剤師班を派遣したときは、「薬剤師班緊急派遣報告書」(第4号様式)を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該薬剤師班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」(第5号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。

4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が薬剤師班分を取りまとめ

「費用弁償請求書」(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が薬剤師班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」(第7号様式)を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会
会 長 向井 秀光

別表(第6条関係)

| 区 分 | 日当(1人1日) | 超過勤務手当 | 旅 費 |
|-----|---|---|---|
| 薬剤師 | 鹿児島県災害救助法施行細則(昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条)に定める額 | 日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額 | さつま町職員等の旅費に関する条例(平成17年さつま町条例第45号)に規定する一般職に属する職員の例により算定した額 |

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2(第11条関係)による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

| 班 名 | 薬剤師班 活動場所 | 薬剤師班員 出 動 数 | 活 動 状 況 | 災害の概要 |
|-----|--------------|----------------|--|-------|
| | | 薬剤師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 () 医薬品等仕分品目数 品目 その他 () | |
| | | 薬剤師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 () 医薬品等仕分品目数 品目 その他 () | |
| | | 薬剤師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 () 医薬品等仕分品目数 品目 その他 () | |

第2号様式（第4条関係）

薬 剤 師 班 員 名 簿

| 班 名 | 職 種 | 氏 名 | 所 属 | 住 所 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

会長

_____地域で発生した_____災害において、緊急に薬剤師班を派遣する必要があり、下記のとおり薬剤師班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

| 班名 | 薬剤師班活動場所 | 薬剤師班員 出動数 | 活動状況 | 災害の概要 |
|----|----------|--------------|--|-------|
| | | 薬剤師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 () 医薬品等仕分品目数 品目 その他 () | |
| | | 薬剤師 名 | 活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 () 医薬品等仕分品目数 品目 その他 () | |

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長

様

薩摩郡薬剤師会
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

| | | | | | |
|--------------|--|----|-----------|----|--|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | |
| 職種 | | 所属 | | | |
| 住所 | | | | | |
| 傷病名 | | 程度 | 重症・中等症・軽傷 | 死亡 | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | |
| 受傷・発病・死亡時の状況 | | | | | |

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会

会長

印

_____地域で発生した_____災害における 年 月 日から 年
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長 様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | |
|--------------------------------------|----|---------|------------|---------|-------|----|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | | 年齢 | |
| 職種 | | 所属 | | | | |
| 住所 | | | | 申請者との続柄 | | |
| 受傷（発病）日時 | | | | | | |
| 受傷（発病）場所 | | | | | | |
| 死亡原因 | | | | | | |
| 死亡日時 | | | | | | |
| 死亡場所 | | | | | | |
| 傷病名、傷病の程度及び身体の状況 | | | | | | |
| 休業日数 | | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | 日間 |
| 休業期間中における業務上の収入の有無 | | | | | 有 ・ 無 | |
| 扶助金支給基礎額 | 円 | | 請求する扶助金の種類 | | | |
| 負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

添付書類

- 15 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 16 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 17 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 18 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 19 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 20 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 21 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

13-8 国との協定

鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省九州地方整備局鶴田ダム管理所長（以下「甲」という。）と、さつま町長（以下「乙」という。）は、乙がさつま町周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、情報表示設備

等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等が発生し、又は発生が予想される場合（以下「洪水時等」という。）に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、さつま町周辺における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供に限る。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水時等に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲が設置している情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1，2に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより水防体制に有る場合、又は警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない場合がある。

2 乙は、原則としてさつま町周辺において災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年5月22日

甲 国土交通省九州地方整備局
鶴田ダム管理所長 今井 徹

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2
さつま町長 井上 章三

別表－1 警報局所在地

| 警報局等の名称 | 警報所の所在 | 摘要 |
|---------|---------------------------|----|
| 鶴田ダム | 鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込 3988-2 | |
| 神子 | 鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字中間前畑 5916 | |
| 前田 | 鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字川口前田 5294-4 | |

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| 柏原 | 鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字頭無シ 4503-2 | |
| 餅坂 | 鹿児島県薩摩郡さつま町湯田字餅坂 2870-6 | |
| 屋地 | 鹿児島県薩摩郡さつま町時吉字轟ノ上 44-1 | |
| 城之口 | 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地字城之口 1039 | |
| 園田 | 鹿児島県薩摩郡さつま町西新町 23-11 | |
| 川口 | 鹿児島県薩摩郡さつま町大字虎居字下川口 5509 | |
| 船木 | 鹿児島県薩摩郡さつま町船木字鋪之段 1582-2 | |
| 山之口 | 鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字山之口 4686-3 | |
| 須杭 | 鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字桑田 3745-2 | |
| 石橋 | 鹿児島県薩摩郡さつま町大字二渡字石橋 1135-2 | |
| | | |
| | | |
| | | |

別表－２ 電光表示板所在地

| 表示板の名称 | 表示板の所在 | 摘要 |
|--------|----------------------|----|
| 神子 | 鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字清水 | |
| 柏原 | 鹿児島県薩摩郡さつま町柏原 | |
| 宮都大橋 | 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地川原地先 | |
| 虎居 | 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居 | |
| 柏原橋 | 鹿児島県薩摩郡さつま町柏原 | 両面 |
| 轟の瀬 | 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町 | 両面 |

川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、それぞれが整備する川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、甲と乙が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川に関する情報等を相互に交換し共有することにより、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 対象範囲

本協定の対象範囲は、光ファイバー網の相互接続及び甲乙による相互交換情報とする。

第3条 相互の接続先

光ファイバー網の相互接続及び情報の交換は、九州地方整備局とさつま町の間で行うものとする。

第4条 接続の方法

接続にあたっては、甲乙が十分に調整のうえ施工するものとする。

- 相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川管理等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

第5条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は、甲乙が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とする。

第6条 施設の設置

第2条に規定する光ファイバー網の相互接続及び情報を交換するために必要な施設（光ファイバー、情報端末機等）は、甲乙がそれぞれ設置するものとする。施設（光ファイバー、情報端末機等）の設置に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

第7条 施設の維持管理

前条に規定する施設（光ファイバー、情報端末機等）の維持管理は、甲乙がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は甲乙がそれぞれ負担するものとする。

第8条 財産の帰属

第6条に基づき設置した施設（光ファイバー、情報端末機等）については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

第9条 細目協定

本協定を実施するために必要な細目事項については、別途細目協定を定めるものとする。

第10条 従前の協定の取扱

本協定は、従前より甲乙の間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

第11条 疑義の解決

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

第12条 協定の改廃

この協定は、甲乙の協議により改廃できるものとする。

附 則

この協定は平成21年 3月30日から施行する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3月30日

甲 国土交通省九州地方整備局長

岡 本 博

乙 さつ ま 町 長

井 上 章 三

川内川河川管理用光ファイバー網等の相互接続等に関する細目協定書

国土交通省九州地方整備局企画部長及び河川部長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、平成21年3月30日付けで、国土交通省九州地方整備局長とさつま町長とで締結した「川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第9条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

第1条 情報の伝送手段

河川に関する情報等の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

第2条 相互の接続先及び接続時期

基本協定書第3条に規定する相互の接続先は、九州地方整備局川内川河川事務所とさつま町とする。

また、接続時期は原則として平成21年度とする。

第3条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は別表1のとおりとする。

ただし、別表1を変更する必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

なお、情報の交換は、甲及び乙の整備状況の進捗にあわせて行うものとする。

第4条 情報の取扱

基本協定書第2条の規定に基づき交換する情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

- 2 基本協定書第2条の規定に基づき情報の提供を受けた機関は、基本協定書第1条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとする。

また、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

第5条 関係機関

前条第2項に規定する関係機関は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2を変更する必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

第6条 情報の交換時間

情報の交換は常時行うものとする。

ただし、甲及び乙の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合、その他必要があると認められる場合を除きそれぞれの勤務時間とする。

第7条 施設の運用

甲及び乙は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整する。

また、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。

- 2 前項に規定する連絡調整を行う場合の連絡先は、九州地方整備局川内川河川事務所調査課及びさつま町総務課とする。

第8条 工事等による運用中断等に係る協議

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。

- 一 光ファイバー網の改築・修繕及び災害復旧により運用の中断が予測される場合。
- 二 第三者が実施する工事等の原因により甲又は乙の所有する光ファイバー網の運用の中断が予測される場合。

- 2 甲及び乙は、前項の規定に係わらず緊急やむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

第9条 施設の施工区分及び管理区分

基本協定書第6条の規定に基づき設置する施設の施工区分及び基本協定書第7条に規定する管理区分は原則として別図1のとおりとするが、これによりがたいときは甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

- 2 施設の施工及び管理については、甲は九州地方整備局川内川河川事務所が、乙はさつま町がそれぞれ実施するものとする。

第10条 施設の変更

甲及び乙は、基本協定書第6条の規定に基づき設置した施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。

ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。

第11条 従前の協定の取扱

本細目協定は、従前より甲乙間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本細目協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

第12条 疑義の解決

この細目協定に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

第13条 細目協定の変更

この細目協定は、甲及び乙の協議により変更できるものとする。

附 則

この細目協定は、平成21年 3月31日から施行する。

本細目協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3月31日

甲 国土交通省九州地方整備局

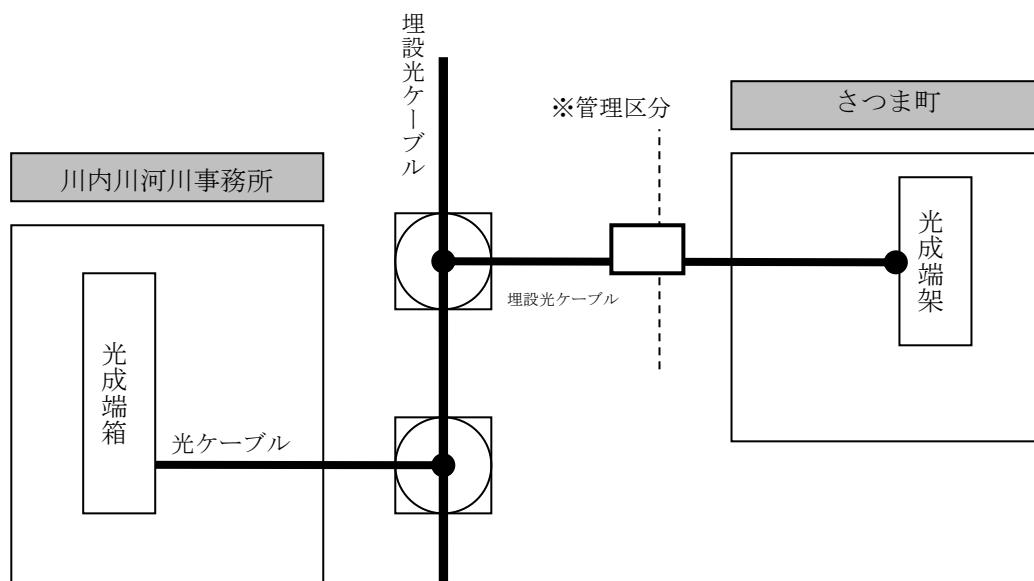
企画部長 森 北 佳 昭

河川部長 藤 澤 寛

乙 さつま町

町 長 井 上 章 三

別図1 光ファイバーケーブル等の施工及び管理区分の責任分界



別表1 情報の内容（案）

| | |
|---------|---|
| 川内川河川情報 | ① 河川監視画像 |
| | ② 気象観測情報（雨量、水位、風向風速） |
| | ③ ダム諸量情報 |
| | ④ レーダ雨量情報 |
| | ⑤ 水閘門情報 |
| その他 | ① 防災情報等の広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上に寄与する情報 |

別表2 関係機関

| 情報受信機関 | 関係機関 |
|------------------------------|--|
| 国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 | 1 国土交通省及び国土交通省所属の各機関 2 国土交通省及び国土交通省所属の各機関が送信または受信を行う政府関連機関 3 川内川流域関係県（鹿児島県、宮崎県） 4 川内川流域関係市町（薩摩川内市・伊佐市・湧水町・えびの市） |
| さつま町 | 1 さつま町及びさつま町所属の各機関 2 さつま町管内にある常備消防関係機関 |

さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）とさつま町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、九州地方整備局とさつま町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をさつま町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生の恐れがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局川内川河川事務所長又は鹿児島 国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けたさつま町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請

に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則としてさつま町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課とさつま町総務課は、平時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、さつま町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月17日から適用する。

平成23年8月17日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 中 嶋 章 雅

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 日 高 政 勝

別紙－ 1

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

さ つ ま 町 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－２

文 書 番 号
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については、「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第４条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－３

文 書 番 号
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第５条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他